

# 告 示

## 埼玉県告示第五十五号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第二号（草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 件名

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価

### 公聴会

### 二 日時及び場所

ア 令和二年一月二十八日（火）十四時から十五時まで

三郷市役所 全員協議会室

イ 令和二年一月二十八日（火）十七時から十八時まで

吉川市役所 三〇五会議室

ウ 令和二年一月二十九日（水）十四時から十五時まで

草加市立柿木公民館 会議室

エ 令和二年一月二十九日（水）十七時から十八時まで

越谷市役所 第三庁舎一階会議室一

オ 令和二年一月三十一日（金）十四時から十五時まで

八潮市立八條公民館 会議室二

### 三 都市計画決定権者の名称

三郷市

### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため